

阪南市の「住居確保給付金」について

(2020年4月30日以降)

～離職、やむを得ない理由による休業等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ～

I 住居確保給付金とは

離職またはやむを得ない理由による休業等の状態であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、阪南市社会福祉協議会(自立相談支援機関)による就労支援等を実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

- ・支給額： 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給。※生活保護住宅扶助基準額に準ずる
29,000円(単身世帯) 35,000円(2人世帯) 38,000円(3～5人世帯)
- ・支給期間： 3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)
- ・支給方法： 大家等へ代理納付
- ・支給開始月： 申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

II 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職、廃業、やむを得ない理由による休業等により経済的に困窮し、住居喪失又はそのおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業から2年以内の方、又はやむを得ない理由による休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった。
(離職前に主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である。(収入には、公的給付を含む)

世帯人数	基準額	家賃額(生活保護住宅扶助基準額に準ずる)	収入基準額※
1人	7.8万円	29,000円	10.7万円
2人	11.5万円	35,000円	15万円
3人	14万円	38,000円	17.8万円
4人	17.5万円	38,000円	21.3万円
5人	20.9万円	38,000円	24.7万円

※基準額に家賃上限額を加えた額、ただし家賃が上限未満の場合、収入基準額は家賃実額に基準額を加えた額となります。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥ 定められた求職活動等を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付等(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。